

論文

子どもの家庭復帰を妨げる保護者の社会環境に関する考察 — 児童相談所の虐待相談記録の分析を通して —

山口季音*1

キーワード：児童相談所、家庭復帰、虐待相談

1 課題設定

児童相談所の児童虐待相談対応数が1990年に発表されて以降、年々その件数は増加している。厚生労働省によれば、2019年の相談対応件数は、15万9,850件である。この相談対応件数の増加自体は、児童虐待そのものが増加しているというよりも、児童虐待に対する人々のまなざしの変化し、以前は見過ごされていたり、虐待とは思われなかったりしたことが、虐待かもしれないとみなされるようになったことが大きく関与しているとされる¹⁾。

こうした児童虐待は、虐待死に至ったケースがメディアで報道されることで、ますます注目されるようになった。このような社会の動向を受けて、2017年の児童福祉法改正においては、虐待防止に向けて、今後さらに児童相談所の機能が強化されることが盛り込まれた。また、2019年6月には、親や児童福祉施設長などの体罰禁止を盛り込んだ改正児童虐待防止法、改正児童福祉法が成立している。

児童相談所とは、児童福祉法第12条に定められた、18歳未満の児童およびその家庭に関する相談や通告を受け付け、状況に応じた支援を行う機関である。児童相談所には様々な業務があるが、近年では、児童虐待への対応が注目を浴びている。

児童相談所は、通告などによって家庭で虐待が生じていると判断された場合、必要に応じて子どもを一時保護所に保護することになる。そして、その後の業務の一つとして、保護者に対する指導がある。それは、親・保護者が虐待に至った状況を調査、確認し、虐待

が繰り返されないために行われる。この際に、状況によっては、親子分離を行い、子どもが児童養護施設や里親などで暮らすことが妥当であると判断されることもある。

児童虐待の原因は、とくに保護者個人のパーソナリティの課題に焦点が当てられる傾向があり、家庭復帰に向けた指導においても、まずは保護者の個人的要因に焦点が当てられている。そこでは、子どもの安全を確保するうえでは、保護者に課題があることが指摘される。たとえば、保護者が自らの行為を虐待と考えられないことや、自身の不安定な生活を顧みることができないことが、子どもが家庭復帰できない要因として挙げられている²⁾。保護者個人の養育の仕方に関する問題は、子どもの安全を大きく左右するため、優先事項となるのは当然といえる。

一方で、本稿で着目するのは、子どもの家庭復帰を阻む保護者の環境的要因である。親・保護者個人には軽微な問題しかない、あるいは抱えていた問題の改善がみられ、児童相談所職員も家庭復帰を見込んでいるにもかかわらず、子どもの家庭復帰が果たせないケースもある。そのようなケースにおいては、保護者の環境的な問題が大きく関与している側面があると考えられる。

このような着眼点から児童相談所の家庭復帰に関する対応をみることで、家庭復帰をめぐるあたかも対立的にとらえられがちである児童相談所と保護者との関係の複雑さを描き出せると考えられる。

以上の関心により、本稿では、児童相談所の虐待相

*1 至誠館大学 ライフデザイン学部

談記録の分析を通して、保護者を取り巻く社会環境が、どのようにして子どもの家庭復帰を妨げているのかを考察することにした。

2 児童虐待と子どもの家庭復帰

2.1 児童虐待とその背景

児童虐待は、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」と分けられている。虐待というと、子どもへの直接的な攻撃が想像されやすいが、2004年の児童虐待防止法改正により、子どもへの直接的な暴力ではなくても、子どもの前でドメスティック・バイオレンス（DV）を行うといったような「面前DV」が、間接的な暴力として虐待に含まれるようになっている。

児童虐待への注目の高まりによって、児童虐待が発生する背景にも関心が寄せられるようになった。児童虐待が報道される際には、悲惨な虐待死に焦点が当てられることが多く、そこでは保護者の身勝手な「しつけ」や怠慢が、児童虐待の原因として提示されることも多い。

保護者の個人に焦点が当てられるとき、保護者の衝動性や偏った物事のとらえ方がその個人的な特性として挙げられている⁴⁾。しかし、こうした特性は、保護者にのみ原因があるとは限らないケースも少なくない。虐待者となった保護者自身が、過去に親から虐待を受けるなど不適切な社会環境で育っていたケースもある⁵⁾。こうした環境で育った保護者は、一般的に当然とされている養育や子どもの安全への理解が乏しく、それ故に虐待とみなされる状況に至ってしまっている場合もみられるのである。

児童虐待発生の要因について、たとえば、周（2019）は、母親への調査から、自身が「虐待」であると考えられる行為に母親が至る要因として、母親の健康不良やメンタルヘルスの問題などを指摘している。さらに、そうした母親の病理的要因だけではなく、貧困などの経済的問題や、周囲のサポートが乏しいといった社会環境的要因の影響があることも指摘している⁷⁾。

貧困は、児童虐待を引き起こす環境的な要因として挙げられることが多い⁸⁾。児童虐待は、家庭の所得状況にかかわらずどこにでも起こりうるものと考えられるが、経済的に困難を抱えた家庭では、虐待が起こるリスクが高いといわれる⁹⁾。

児童相談所に関する調査においても、虐待と貧困の関係が指摘されている。川松（2003）は、東京都の児童相談所において2003年度に受理した虐待相談の分析から、子どもが施設に入所する措置を取った比較的重度と予想されるケースのうち、7割近くが生活保護受給世帯であったことが明らかになっている¹⁰⁾。また、全国児童相談所長会によって2008年に行われた「全国児童相談所における虐待の実態調査」では、6,764ケース中、不明・無回答をのぞく3,985ケースのうち、被虐待児童の家庭の経済状況は、生活保護世帯が12.8%、住居税非課税世帯が11.7%であった¹¹⁾。この「全国児童相談所における虐待の実態調査」のデータの分析により、山野（2017）は、虐待問題を抱える母子世帯1,360ケースのうち、半数以上の50.3%が生活保護世帯であり、非課税世帯も27.9%であったという¹²⁾。

これらの先行研究からは、家庭の貧困と虐待とのつながりを読み取ることができる。特に経済的に困窮している母子家庭は、そのような事態に至りやすい状況であると考えられている。

このように、児童虐待は社会的な関心を集める一方で、その発生の背景は多様であり、保護者の個人的な課題を緩和できない、あるいはそれをさらに深刻化させるような社会環境的な要因が、児童虐待の発生には関与していると考えられるのである。

2.2 児童相談所と子どもの家庭復帰

様々な背景から虐待が発生した場合、児童相談所は子どもを一時保護所で保護することとなる。その後、様々な専門的見地から、子どもの今後について議論されることとなり、家庭引き取りか親子分離かの最終的な判断を児童相談所が下すこととなる。

こうした児童相談所の援助のプロセスについて、先行研究では、児童相談所と保護者の意見が異なる場合もありながら、互いが相談関係を構築することによって、支援が進行していくことが示されている¹³⁾。このような児童相談所と保護者のやり取りにおいて、子どもの家庭復帰が可能かどうかの判断を左右するのは、子どもの安全が確保されており、かつ、児童相談所の指導を保護者が受け入れるかどうかに関与していることが指摘されている¹⁴⁾。つまり、一時保護された子どもが家庭復帰に至らない理由として、子どもの安全が確保できないことや、児童相談所と保護者が対立関係になり子どもが家庭復帰できる条件が整わないことが挙げられる。

先行研究では、こうして条件が整わず、家庭復帰ができない主な要因として、保護者の個人的要因が指摘されている。その一つは、子育てについての無理解や積極的でない態度など、保護者のパーソナリティの問題である。もう一つは、そのような保護者のパーソナリティの問題を生む家庭の文化的背景である。

第1に、保護者のパーソナリティが、支援が進まない要因となることがある。たとえば、児童相談所職員への調査では、子どもを顧みないパートナーに依存しがちな母親への指導を行う際、その「パーソナリティの弱さ」を踏まえて言動を理解する必要があると指摘されている。また、継親と子どもとの情緒的関係が乏しいといった、個人同士のつながりの弱さが課題として挙げられることもある¹⁵⁾。こうした状況では、子どもの安全な確保がうまく進まず、家庭復帰の段階になかなか至らないことが、先行研究の論点の一つとなっている。

第1の点と関連して、第2に、そもそも虐待を行った保護者の一部には、虐待とみなされる行為が「当たり前」であった環境で育ってきたことがある。一般的な養育観では「虐待」と思われることであっても、本人は虐待とは思えないため、児童相談所がいかにかそれまでの生活の問題点を指摘したとしても、改善する必

要性を感じず、家庭復帰のための条件が整わないのである¹⁶⁾。このような場合、児童相談所の職員は、保護者の育ってきた社会環境への理解を通して、子どもを引き取ることができるようになるのかどうかを慎重に見極める必要がある。

2.3 本稿の課題

以上のように、児童虐待の発生要因については、その環境的な要因が広く検討されているものの、一時保護の後の子どもの家庭復帰を阻む要因は、保護者の個人特性に関連するものが多く、保護者を取り巻く社会環境面に焦点を当てたものはあまりみられない。

そこで、本稿では、保護者の社会環境的要因から、子どもが家庭復帰できない要因について考えてみたい。保護者の意識や態度といった個人の要因に着目することは、家庭復帰を考えるうえでは重要であり、児童相談所の保護者理解のためには必要なことと考えられる。しかし、個人的要因のみに焦点が当てられがちになれば、子どもの家庭復帰を妨げる要因を十分に理解することはできないだろう。

また、保護者の社会環境的要因に着目することで、児童相談所職員と保護者とのやり取りの困難さを理解することにもつながるのではないだろうか。というのも、保護者自身の努力では改善が難しい状況が、職員とのコミュニケーションの軋轢を生むこともあるのではないかと考えられるからである。

このような関心から、本稿では、児童相談所における相談記録のデータを用いて、子どもの家庭復帰を阻む保護者の社会環境的要因が、子どもの家庭復帰をどのように阻んでいるのかを考察することにした。

3 調査概要

3.1 データの概要

本稿で使用する児童相談所の相談記録のデータは、2017年から開始された国立社会保障・人口問題研究所での研究プロジェクトにおいて収集されたものである。

本調査では、9つの児童相談所から、計183の虐待相談記録が提出されている。

本稿で使用する相談記録のデータは、児童相談所が各自の様式において書かれたものの写しである。そのため、各児童相談所で記入の形式に異なった部分はあるが、内容については基本的に大きな違いはみられない。

本稿では、こうした調査結果の中で、保護者が子どもの引き取りを望み、児童相談所も子どもの家庭復帰を目指す方針で支援計画を作成したものの、結果的に施設措置・里親委託となった相談記録を選定している。その中でも、典型的な事例と思われる2例の支援過程に着目して分析を行う。なお、提示する事例は、それぞれ2010年代の事例である。

3.2 倫理的配慮

本調査の実施にあたっては、9つの児童相談所から提供された相談記録は、固有名詞などは全て匿名化されたうえで提供されている。また、本プロジェクトは、国立社会保障・人口問題研究所の研究倫理委員会に審査を受け、承認されている。

このように、本データについては、事前に匿名性は確保されている。しかし、それを踏まえても、虐待相談記録は、たいへん慎重な取り扱いが求められる。そのため、本稿で相談記録の内容を引用する際には、事例が生じた年月日や地域、子どもの性別や年齢など、具体的に記述しなくても今回の事例の分析において問題がない場合には、匿名性を高めるために省略している。

相談記録の内容を記載する際には、そのままでは話の文脈がわかりにくい箇所については、()で補足した。また、前述したように、分析に関わらない部分については、内容を損なわない程度に一部省略あるいは加工し、再構成を行った。

4 事例分析

以下では、児童相談所と保護者双方が子どもの家庭復帰を望んでいるが、結果的に施設措置・里親委託となった事例に焦点を当てて分析を行う。

ここでは、第1に、保護者の周囲の人間関係が家庭復帰の状況を妨げていることと、第2に、保護者の地域における社会資源の利用の困難が、子どもの家庭復帰を遅らせていることが明らかにされる。

4.1 事例① 家庭内の人間関係の問題

本事例は、40代母親と子ども（小学生）、そして高齢の祖父母（祖父80代、祖母70代）が同居する世帯の事例である。

子どもは軽度の知的障がいがある一方で、母親もうつ病で通院している。こうした事情から、母親はフルタイムの仕事に就くことができず、生活保護を受けている祖父母宅で生活している。しかし、母親の病や子どもの障がいに対する祖父母の理解は低く、そのような人間関係が母親の悩みをさらに深め、葛藤をもたらしていた。

この事例は、子どもが小学校高学年のとき、一時保護となったものである。ただし、それ以前から、子どもの療育手帳の手続きなどのため、母親は児童相談所を訪れており、その際に養育に関する相談を受けていた。

初めの相談は、子どもが小学校低学年の夏休み中、母親が育てにくさを強めたことがきっかけであった。児童相談所は、職員の家庭訪問を実施し、母親が万全の状態では子育てができない環境であることを確認したうえで、子どもを施設へ短期入所させることを勧めた。しかし、学校の2学期が始まり、母親の負担が軽減されたことと、子どもの様子が安定したことから入所には至らなかった。

その後、小学校高学年になった子どもの強いこだわりから、子どもと母親・祖母との争いが絶えなくなり、子どもの行動を止めるために暴力がふるわれる事態となり、子どもが家出、そのまま児童相談所に保護を求

め一時保護となり、児童福祉施設に措置にされることとなった。

この事例において、児童相談所職員が当初想定していたことは、精神的に不安定な母親をサポートするための子どもの短期施設入所であった。子育ての負担を短期的に支援することで、母親の病状の改善および就労の支援を行う計画である。しかし、下記の相談記録の記述にみられるように、祖父母には、母親の病、子どもの障がい、そして施設措置について理解がないため、支援は難航していく。

(子どもの) 母親は、施設入所の必要性を理解している部分もある。しかし、子どもを預けることに関しては、祖父は母親が怠けているだけだと言いつつ、祖母はとにかく寂しいので(子どもが施設から)早く帰ってきてほしいとなってしまうとのこと。

子どもの家出につながる暴力も、祖母が子どもの普段の行動を理解できていないことが主な原因であった。具体的には、これまでも子ども一人で買い物をさせて指示通りにできないことが繰り返されているにもかかわらず、子どもにお金を渡し、指示通りにできないから子どもと諍いになり、暴力をふるうというものであった。

うつ病を患っている母親は、障がいのある子どもを施設へ預け、治療に専念することが必要だと理解している。その後も、母親は、施設での子どもの様子に安心しつつ、家族のことを忘れてしまうのではという不安も見せており、その様子からは子どもに対する情緒的感情もある程度見受けられた。ここからは、母親には、課題はありつつも、児童相談所と協力して事態を改善しようとする意志がうかがえる。

一方で、祖父母は、時間が経過しても、様子にほとんど変化がみられない。傍目には、児童相談所の言葉を理解しているように見えつつも、最終的には「(子どもが)

家に帰るよう説得してほしい」「いつ(子どもは)家に帰ってきますか」と、職員の説明を理解しているのかいないのか不明な受け答えに終始していた。

実際、児童相談所が母親とともに、祖父母にも直接子どもが施設入所した理由や、子ども自身の意向で家庭復帰はすぐにはできないことを伝えてきたにもかかわらず、突然「返せ」と電話で怒鳴る様子が相談記録に示されている

これまで繰り返し説明し、了解していたことも一切(記憶に)残っていない様子で、祖父母とも一方的に主張を繰り返す。「(子どもの)気持ちは関係ないので、連れて帰ります。児相とは今後一切関わりません」と言って、電話が切れる。

その後も、同様の趣旨の連絡を祖父母が続ける一方で、母親はそうした連絡を「失礼なこと」と認識し、児童相談所に協力しようと努めている。

しかし、それからあまり時間が経たないうちに、母親も「子どもを返してほしい」と要求するようになる。その理由は、「このままだと自分が(祖父母の)家から追い出される」というものだった。

母親としては、「児童相談所の役割や、今の子どもには何が必要か理解しているが、このままでは家の中での自分の立場が悪くなってしまい、追い出されてしまう。子どもを返してもらい以外の方法がない」、とのこと。

本当に母親が祖父母宅から追い出されるおそれがあるのかどうか、母親の話だけでは判断できない部分はあるが、少なくとも、母親が祖父母の意向に四苦八苦していることがわかる。また、これも母親の電話のみの確認だが、母親が苛立った祖父に暴力をふるわれることもあったようである。

こうして、状況の改善は見られないまま、子どもの

施設措置は継続することになり、母親および祖父母への指導を継続することとなった。

ここでは、母親は家を追い出されるかもしれないという不安から、「子どもの安全」や「子どもの気持ち」ではなく、祖父母の意向を優先してしまうようになっている。この事例からは、母親自身もうつ病を患い、養育が困難な中で、児童相談所の指導を理解しながらも、同居する祖父母の意向に振り回され、状況が改善されず、母親の心身の状態はむしろ悪化していく様子が示されている。

このように、家庭内での人間関係が、子どもが家庭復帰に至る道筋を阻害していたのである。

4.2 事例② 社会資源の利用の困難

事例②は、40代の運送業の父親と乳児の事例である。この事例では、妊娠中に精神の不安定さが強まった母親（30代）が、出産後に養育を拒否し、父親も養育についての知識がなく、仕事のために養育もできないことで里親委託が検討されていた。そして里親委託後、母親は産後うつから、子どもに対して強い拒否反応を示すことになる。父親は、そうした妻の状況を受け入れることができず、離婚し、子どもの親権者は父親となった。

当初の児童相談所の支援計画においては、里親委託ではなく、子どもを、父方の祖母および叔母に預ける予定であった。しかし、両者ともに日中の仕事があるため、あくまでサポートをする側となり、父親が主体となって子育てをすることとなる。

（父親の叔母によると）今後のことを考え、授乳、入浴、オムツ替えなど、ほぼ全て実父が行っている。

（児童相談所の見立てとして、父親は）本児に対する愛着はある。助言の聞き入れ等、態度に問題はなし。育児はゆっくりめ。

このように、父親は、当初は養育の知識が乏しい状態だったが、叔母や児童相談所の助言を受け入れ、少しずつ育児に慣れ始めていた。また、しばらく休職し、育児を行うとともに、今後のために養育環境を整える方針となった。

しかし、定期的にサポートに入ることを予定していた祖母が、仕事の都合で協力できなくなったため、子どもは里親委託となる。

「6か月経ったら保育所に預けられるため、それまで里親に預けたい」と父親。

里親委託となった後も、叔母の短期的な協力を得られることになったため、子どもの一時帰宅は可能な状態であった。そこで児童相談所は、子どもの家庭復帰のための条件を提示する。それらは、①家賃が安価な公営住宅への転居、②日中子どもを養育できる就職先、③子どもの保育所入園である。

こうして、父親は、叔母の短期的な協力を受けて子どもとの関係を形成し、同時に里親から子どもを引き取るために新たな住まいと働き場所を探すこととなった。

しかし、住まいと働き場所はなかなか見つからない。経済的な負担にならない家賃の住まいと、日中子どもを養育できる就職先を両立させるのは難しい。少なくとも、本事例の父親が暮らす地域では、すぐに希望が叶う望みは薄かった。

そのうちに、離婚した母親が、父親と復縁の兆しを見せ始める。復縁がよい結果になることもあると考えられるが、本事例の父親の場合、パートナーと一緒に住むとトラブルが絶えなくなるという課題があった。このときも、それまでしっかり子育てをしていた父親が、母親との口論ばかりになってしまい、児童相談所は次のように記している。

父子世帯として父親が就職すれば保育所等が活用できるようになり、生活が安定すれば引き取りも見える。だが、母親が参加するようであれば現状では引き取りは難しい。

結局、諍いが絶えないまま時間が過ぎ、父親と母親が復縁することはなかった。

一方で、予定していた保育所利用は、1次募集・2次募集ともに申し込んだが、「待機」となった。「求職中」であることから、保育所利用は困難とされたのである。しかし、父親の新たな就職先も見つからないままである。

このように、父親は、地域の社会資源の利用がままならず、子どもを引き取る意欲と努力があっても、状況がなかなか進展しない。そのような中で、「就労時の子どもの養育をどうするのか」を解決するために、当初の条件とは異なるものが現れる。再婚である。

(父親談) 今の仕事をやめることは難しい。朝の出勤が早いので、仮に子どもを引き取っても、保育園に連れていくことができない。土日も仕事があるが預けられるところがない。誰かが家において、子どもを養育する必要があると思っていて、結婚相手がいないと(引き取りは)難しい。

このような事情から、父親は交際相手を見つけ、ほとんど同棲する形となる。ところが、以前の母親との関係と同様に、交際相手との口論が絶えなくなる。

子どもの一時帰宅中にも口論がエスカレートすることがあり、警察沙汰になったこともある。

(夕食時に) 交際相手が食事に集中させるためテレビを消したところ、父親はテレビを見ながら酒を飲みたいとなり口論になったため、交際相手は警察を呼んだ。これまでも交際相手は我慢してきたとのこと。

このトラブルの際、児童相談所は、子どもの前での暴言は心理的虐待に当たると父親に指摘し、一時帰宅は中止となった。この後も、交際相手と3人で暮らしたいという意向を父親は示す。児童相談所は、「このようなことが続くようであれば、家庭復帰は見送る方針」と伝え、今後の状況を確認していくことになった。

このように、本事例の父親は、保育所などの社会資源を利用できればスムーズに支援が進むだろうと見込まれていたが、実際には利用することができず、時間ばかりが経過し、「パートナーとの不仲」という問題に立ち返ってしまった。その結果、子どもの家庭復帰が遠ざかるという悪循環に陥っていたのである。

5 まとめと考察

以上、2つの事例に焦点を当てて、家庭復帰が進まないプロセスの内実をみてきた。ここでは、保護者の社会環境的要因が、想定された支援の道筋を阻み、結果的に、保護者の個人的問題を悪化させる事態に至っていた。

事例①では、家庭内での人間関係が、子どもの家庭復帰を阻害している様子を示した。もちろん、保護者の親族関係が、家庭復帰に向けた支援の重要な資源になることも多い。本稿で使用した児童相談所の調査結果の中でも、祖父母や親族が親の代わりに養育することで、家庭復帰に至る事例は少なくない。しかし、本事例では、むしろ祖父母の介入があるからこそ、家庭復帰に向けた支援が進まないといった事態にみられた。事例においては、祖父母の障がいに対する理解や、母親の精神疾患についての理解の不足が、児童相談所の支援を妨げ、子どもの家庭復帰もままならない状況に陥っていたのである。

こうした事例からは、児童相談所の支援が、子どもだけではなく、保護者を取り巻く人間関係によって大きく左右されてしまうことがうかがえる。

「家族依存」¹⁷⁾といわれる日本社会では、家族や親

族による介入は、保護者の助けになると想定されやすいと考えられる。しかし、場合によっては、保護者の親族も、養育能力に問題がある事態も想定できる。本稿の事例で示したように、親族が積極的に子育てに介入することで、状況の悪化を招くこともある。このような事例からは、問題を深刻化させる家族関係を見極め、時には分離した形で支援が実施される必要性が示されているといえる。

事例②では、子どもの家庭復帰への道筋が見えていながらも、社会資源の利用がままならず、保護者の環境が整わないまま停滞した状況が進んでいた。

この事例からは、児童相談所だけではなく、支援のために利用する関係機関が整備されていなければ、児童相談所の支援が難しい場合があることを示している。たとえば、待機児童の問題である。待機児童の問題は広く知られているが、このような児童相談所の虐待相談記録の経緯からは、待機児童の問題が、子どもの家庭復帰の支援が進まないことにも影響していることを示唆している。

本人の意欲があつたとしても、実際に事態が改善されないままであれば、やがて意欲を削がれていくこともある。事例②では、夫婦間や交際相手との関係がうまくいかないという個人的要因が問題として焦点となつてしまいがちであるが、そうしたあたかも個人的な要因が原因で家庭復帰が進まない自体の背後には、こうした社会資源の利用の困難という事態があつたのである。

子どもの家庭復帰が望ましいとされる事例であっても、保護者個人の行動が改善にされるような周囲の環境がなければ、家庭復帰の判断には至れない。その結果、保護者は改善のための努力を報われない努力と感じ、児童相談所への不信を強めたり、子どもが一時保護される以前よりも状態が悪化してしまつたりするかもしれない。児童相談所は、このような状況のもとで、子どもと保護者に対する支援を模索しなければならないのである。

本稿の分析は、限られた児童相談所のデータに基づいたものであり、本稿で示した事例が、虐待事例において典型的なケースと言えるのかどうかは、さらなる検証が必要である。しかし、先行研究では、支援が十分に進まないケースにおける保護者の社会環境的要因については十分に検討されてこなかった。本稿の知見は、家庭復帰がうまくいかないのはなぜなのかの一端を明らかにし、児童相談所の支援への理解を促進させると考えられる。

[註]

註 1 現状では、児童相談所の権限が強く、保護者はほとんどサポートを得られない環境にあるため、不信感や対立が深まってしまうおそれも指摘されている¹⁸⁾。

[引用文献]

- 1) 上野加代子 (1996) 『児童虐待の社会学』世界思想社, 9
- 2) 内田良 (2009) 『「児童虐待へのまなざし」——社会現象はどう語られるのか』世界思想社, 43
- 3) 山口季音 (2020) 「児童相談所の家庭復帰の可否はいかんして判断されるのか?——手探りの安全と保護者との対立」(遠藤久夫・野田正人・藤間公太監修、国立社会保障人口問題研究所編『児童相談所の役割と課題——ケース記録から読み解く支援・連携・協働』東京大学出版会, 61-78
- 4) 家庭裁判所調査官研修所監修 (2003) 『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究——深刻化のメカニズムを探る』司法協会, 15-17
- 5) 田中清美 (2005) 「児童相談所における親教育プログラム」母子愛育会『母子保健情報』50, 158
- 6) 宮口智恵・唐津亜矢子・岡本正子 (2018) 「子どもを虐待した親への支援——「CRC 親子プログラムふあり」の実践をもとに (特集 ト라우マと加害者)」『トラウマスティック・ストレス』16 (2), 143
- 7) 周燕飛 (2019) 「母親による児童虐待の発生要因に

- 関する実証分析』『医療と社会』29(1), 131
- 8) 松本伊智朗(2013)「教育は子どもの貧困対策の切り札か? 特集の趣旨と論点」『貧困研究』11, 4
- 9) 山野良一(2006)「児童虐待は『こころ』の問題か」(上野加代子編著『児童虐待のポリティクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』)明石書店, 64
- 10) 川松亮(2008)「児童相談所から見る子ども虐待と貧困——虐待ハイリスク要因としての家庭の経済的困難」(子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』)明石書店, 234-235
- 11) 丸山浩一(2009)「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究[報告書概要]」(平成20年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書)財団法人子ども未来財団, 14
- 12) 山野良一(2017)「母子世帯と子どもへの虐待——抑うつ分析も含め」『社会保障研究』2(1), 49
- 13) 千賀則史(2017)『子ども虐待 家族再統合に向けた心理的支援——児童相談所の現場実践からのモデル構築』明石書店, 112-115
- 14) 山口(2020)前掲書, 75-76
- 15) 澁谷昌史ほか(2006)「児童相談所における虐待家族の特性および支援プログラムに関する研究」『子どもの虐待とネグレクト』8(1), 14-15
- 16) 山口(2020)前掲書, 74
- 17) 青木紀(2003)「貧困の世代的再生産の視点」(青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困——生活保護受給母子世帯の現実』)明石書店, 14
- 18) 篠原拓也(2018)『児童虐待の社会福祉学——なぜ児童相談所が親子を引き離すのか』一粒書房, 98
- [参考文献]
- 1) 青木紀(2003)「貧困の世代的再生産の視点」(青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困 生活保護受給母子世帯の現実』)明石書店, 11-29
- 2) 上野加代子(1996)『児童虐待の社会学』世界思想社
- 3) 内田良(2009)『「児童虐待へのまなざし」——社会現象はどう語られるのか』世界思想社
- 4) 家庭裁判所調査官研修所監修(2003)『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究——深刻化のメカニズムを探る』司法協会
- 5) 川松亮(2008)「児童相談所から見る子ども虐待と貧困——虐待ハイリスク要因としての家庭の経済的困難」(子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』)明石書店, 233-236
- 6) 篠原拓也(2018)『児童虐待の社会福祉学——なぜ児童相談所が親子を引き離すのか』一粒書房
- 7) 周燕飛(2019)「母親による児童虐待の発生要因に関する実証分析」『医療と社会』29(1), 119-134
- 8) 澁谷昌史・高橋重宏・有村大士ほか(2006)「児童相談所における虐待家族の特性および支援プログラムに関する研究」『子どもの虐待とネグレクト』第8巻第1号, 12-19
- 9) 千賀則史(2017)『子ども虐待 家族再統合に向けた心理的支援——児童相談所の現場実践からのモデル構築』明石書店
- 10) 田中清美(2005)「児童相談所における親教育プログラム」『母子保健情報』50, 155-158
- 11) 松本伊智朗(2013)「教育は子どもの貧困対策の切り札か? 特集の趣旨と論点」『貧困研究』11, 4-9
- 12) 丸山浩一(2009)「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究[報告書概要]」(平成20年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書)財団法人子ども未来財団
- 13) 宮口智恵・唐津亜矢子・岡本正子(2018)「子どもを虐待した親への支援——「CRC 親子プログラムふあり」の実践をもとに(特集 ト라우マと加害者)」『トラウマスティック・ストレス』16(2), 142-154
- 14) 山口季音(2020)「児童相談所の家庭復帰の可否はいかにして判断されるのか?——手探りの安全と保護者との対立」遠藤久夫・野田正人・藤間公太監修、国立社会保障人口問題研究所編『児童相談所の役割と課

題——ケース記録から読み解く支援・連携・協働』東京大学出版会, 61-78

- 15) 山野良一 (2006) 「児童虐待は『こころ』の問題か」
（上野加代子編著『児童虐待のポリティクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店, 53-99
- 16) 山野良一 (2017) 「母子世帯と子どもへの虐待 — 抑うつ分析も含め」『社会保障研究』2 (1) ,45-59

謝辞 データを提供していただいた児童相談所、および本研究プロジェクトの関係者に感謝申し上げます。

Analyzing the Social Environment of Abusive Parents Using Abuse Counseling Records from Child Guidance Centers

Kioto YAMAGUCHI

abstract : Concern about child abuse has been increasing in Japan in recent years. Although previous studies have focused on the problematic personalities of abusive parents, little is known about their social environments. Based on abuse counseling records from child guidance centers in Japan, this paper illuminates how parents' social environments cause and perpetuate a lack of support at child guidance centers. Some parents in the study intended to cooperate with child guidance centers but experienced conflict with staff; these same parents witnessed their own parents arguing about the support provided by child guidance centers. Some parents also missed opportunities for the home rehabilitation of their children because they had little access to childcare institutions where they lived. The results indicate that there is a relationship between social environment and what factors cause and perpetuate lack of support from child guidance centers. It is clear that an individual's personality must be attended to just as much as his or her environment.